平成２７年（フ）第４９号
山口県周南市福川中市町10番26号、開始決定時の住所山口県周南市新田１丁目９番18号
破産者　春田建設こと　春田　梅子
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第４号
山口県岩国市岩国２丁目５番11号
破産者　村上　尚之
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第１２０号
愛媛県新居浜市松神子２丁目６番８号
破産者　室山　　計
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第４３号
長崎県長崎市畝刈町21番地
破産者　長殿　信子
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８号
熊本県阿蘇郡西原村大字宮山1547番地１、前住所熊本市中央区呉服町２丁目５番地１　エスポワールしらかわ402
破産者　内田　英喜
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４９号
熊本県天草市中村町12番７号
破産者　江窪　純子
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２８号
埼玉県北足立郡伊奈町学園４丁目33番地　エトワールＡ―102
破産者　内田　　勉
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
福島県福島市鳥谷野字宮畑24番地の１　レオパレスＳｈｉｎｅＲｏａｄⅠ　209号
破産者　安田浩こと　安　　栄浩
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
埼玉県本庄市見福３丁目２番21号　あんしんホーム本庄
破産者　深川　誠司
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３２号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目12番地３　グランディール201号
破産者　大木眞奈美こと　黄　眞奈美
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０９号
神奈川県横須賀市汐見台３丁目４番13号２Ｆ、開始決定時の住所神奈川県横須賀市坂本町３丁目24番地
破産者　佐藤　　實
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第５１号
神奈川県平塚市中原３丁目19番29号
破産者　本田　公道
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３３６号
名古屋市瑞穂区大喜町３丁目11番地、従前の住所名古屋市南区豊３丁目29番13号
破産者　横田　忠篤
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０号
熊本県玉名郡南関町大字下坂下113番地２
破産者　西山嘉津子（旧姓猿渡）
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第６１号
熊本県玉名郡南関町大字下坂下113番地２
破産者　猿渡　八郎
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第６２号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2425番地１
破産者　本村　裕一
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第３号
熊本県玉名市岱明町野口1442番地３
破産者　稲井　史孝
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１９４３号
札幌市北区北27条西14丁目４番28号
破産者　飯田　龍仁
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６号
釧路市益浦２丁目25番３号
破産者　橋本　恭子
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所